

基幹相談

支援センターとは

障がいのある方やそのご家族が、地域で安心して暮らせるよう支援する、地域の中核的な相談窓口です。



支援の方向性に迷う場合や、相談先の整理や複数の課題が重なっているケース等についてご相談ください。

必要に応じて、ご本人やご家族からの相談にも対応します。

アクセス



〒061-1356

北海道恵庭市西島松570番地

あすなろ101室

(島松病院敷地内 黄色い建物)



島松駅/恵み野駅から
無料送迎バスをご利用
いただけます。



恵庭市 基幹相談支援 センター



開所時間 月曜日～金曜日
8:45～17:15
(土日・祝休み)

電話番号 0123-25-8666

FAX番号 0123-25-8699

メール e-kikan

@shimamatuhp.jp



医療法人盟侑会

基幹相談

支援センターの役割

①総合的・専門的な相談支援
幅広い相談を丁寧にお聴きします。不安や課題を一緒に整理し、必要な支援につなぎます。

②地域の相談支援体制の強化
相談支援事業所への後方支援や人材育成を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。

③権利擁護・虐待防止の取組
意思決定支援や成年後見制度の活用を含め、権利を守る支援や、権利擁護・虐待防止の普及啓発を行います。

④地域移行・定着支援の促進
医療機関や入所施設等から、地域で暮らしたい気持ちを応援し、その人らしい生活を支えます。

⑤協議会の運営

地域の様々な課題に取り組み、住み慣れた地域でその人らしく暮らせる環境づくりを支援します。

こんな相談を お受けしています

- 利用できる制度を知りたい
- 複合的な課題を抱えているケースを一緒に解決してほしい
- 退院・退所に向けた支援調整、地域定着に向けた支援の進め方
- 賃貸住宅への入居が困難な障害のある方の相談
- 多職種・多機関による支援体制づくり、役割分担の整理

etc.

資格をもった職員が 対応します

相談支援専門員 看護師
精神保健福祉士 社会福祉士
介護支援専門員



相談方法



電話相談



訪問相談



来所相談



メール相談

料金は無料です。ご相談の内容に関する秘密も守ります。虐待に関する相談も受け付けております。